

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
（ 促 進 計 画 ）

平成 2 7 年 4 月

喜 多 方 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

喜 多 方 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 喜多方地域

(1) 現況

本地域は、都市計画用途の外縁に位置し、平坦で肥沃な耕地が広がっている。土地基盤整備事業については、昭和 40 年代から農業構造改善事業、県営ほ場整備事業で 30a～100a 区画のほ場が整備されている。

農作物の栽培状況は、平坦部では、水稻を中心にアスパラガス、キュウリ、トマト等の栽培が行われている。また、熊倉地区の山間地では、水稻、野菜、花き、果樹、畜産を組み合わせた複合経営が行われている。

しかしながら、近年、農業人口、農家世帯数は減少傾向にあり、担い手不足及び高齢化は今後続くものと推測される。また、雄国山麓地区の国営総合農地開発事業によって造成された畑地や中山間の狭隘な地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このようなことから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農

活動の普及推進を図ることとする。

2. 熱塩加納地域

(1) 現況

本地域は、喜多方地区に隣接する北部に位置し、農地のほとんどが平坦部に集中している。土地基盤整備事業については、昭和 49 年度より県営ほ場整備事業により整備し、団地化されている。

農作物の栽培状況は、水稻を中心にアスパラガス、花きの栽培が行われている。また、以前から有機栽培が盛んに行われている。

しかしながら、近年、農業人口、農家世帯数は減少傾向にあり、担い手不足及び高齢化は今後続くものと推測される。また、中山間の狭隘な地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このようなことから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3. 塩川地域

(1) 現況

本地域は、喜多方地区に隣接する南部に位置し、平坦で肥沃な耕地が広がっている。土地基盤整備事業については、昭和 60 年代から堂島、姥堂、一部の駒形地区において県営ほ場整備事業により 30a 区画から 100a 区画までのほ場が整備されており、また、駒形地区においては、担い手農家への農地の集積・流動化を促進し、経営規模拡大を図ることにより低コスト農業を確立するため、平成 19 年度からは場整備が実施されている。

農作物の栽培状況は、平坦部では、水稻を中心にキュウリ、ミニトマト、花き、

畜産等を取り入れた営農が展開されている。また、山間地では、ソバ、野菜・果樹等の栽培が行われている。

しかしながら、近年、農業人口、農家世帯数は減少傾向にあり、担い手不足及び高齢化は今後続くものと推測される。また、雄国山麓地区の国営総合農地開発事業によって造成された畑地や中山間の狭隘な地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このようなことから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

4. 山都地域

(1) 現況

本地域は、喜多方地区の西北部に位置し、阿賀川及び只見川沿いに平坦で肥沃な耕地が広がっている。土地基盤整備事業については、昭和40年代から開拓事業、農業構造改善事業で20aから30a区画には場が整備されている。

農作物の栽培状況は、平坦部では、水稻を中心にアスパラガス、キュウリ等の栽培が行われている。また、山間地は基盤整備率が低く傾斜地に分布しており、かつ散在していることから自然条件にあったニラ、ソバ等の栽培が行われている。

しかしながら、近年、農業人口、農家世帯数は減少傾向にあり、担い手不足及び高齢化は今後続くものと推測される。また、中山間の狭隘な地域、さらには山際等の基盤整備がされていない地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このようなことから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

5. 高郷地域

(1) 現況

本地域は、喜多方地区の西部に位置し、只見川及び阿賀川沿いに比較的平坦で肥沃な耕地が広がっている。土地基盤整備事業については、昭和40年代から県営農地総合開発事業、団体営ほ場整備事業で30a区画にほ場が整備されている。

農作物の栽培状況は、平坦部では、水稻を中心にソバ、アスパラガス等の栽培が行われている。

また、山間地は小規模農地が分布しており、かつ散在していることから自然条件にあったソバ等の栽培が行われている。

しかしながら、近年、農業人口、農家世帯数は減少傾向にあり、担い手不足及び高齢化は今後続くものと推測される。また、中山間の狭隘な地域、さらには山際等の基盤整備がされていない地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このようなことから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、中山間地域では、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に

係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域の農業振興地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中山間地域内の農振農用地区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業に係る事項

(1) 対象農用地について

農振農用地以外の土地について、周辺の農振農用地と一体として維持管理すべきと認められる土地についてのみ、交付対象地として取り扱う。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業に係る事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用

地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。
なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

喜多方市全域

イ 対象農用地

（ア） 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ） 自然条件により小区画・不整形な田

（ウ） 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

（エ） 市の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地とし、以下のいずれかの条件を満たす農用地とする。

なお、高齢化率及び耕作放棄地率の判定に使用する統計データは、農林業センサスを使用するものとする。

（a） 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

（b） 緩傾斜という条件に高齢化の進行・耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

（2）対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次の条件を全て満たす者とする。

ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 市の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中の所得水準以上の経営体